

全 住 協 第 7 7 号  
令 和 4 年 5 月 3 1 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事 務 局 長 米 山 篤 史

窓口における証明等申請時の電子署名を施した媒介契約書の取扱いについて

東京都から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 概 要 東京都主税局から、23区内の都税事務所窓口における証明等申請時の、電子署名を施した媒介契約書の取扱いに関する周知依頼がありましたので、お知らせします。
2. 通知等資料 (1)窓口における証明等申請時の電子署名を施した媒介契約書の取扱いについて（令和4年5月26日 4主資固第49号）  
(2)媒介契約書の特約事項に基づき固定資産評価証明書等の交付申請をされる場合の留意事項（東京都主税局）
3. 参 考 H P 東京都主税局HP  
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>
4. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田  
TEL 03-3511-0611

以 上



4 主 資 固 第 4 9 号  
令和 4 年 5 月 2 6 日

一般社団法人 全国住宅産業協会  
会長 馬場 研治 様

東京都主税局資産税部  
固定資産税課長 星野 義孝



窓口における証明等申請時の電子署名を施した媒介契約書の  
取扱いについて

平素より、東京都の税務行政につきまして、格段の御理解と御協力を  
賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都主税局では、宅地建物取引業者の方が、23 区内の都税事務所の  
窓口にて、媒介契約書原本を持参した場合、「宅地建物取引業者の固定資産  
課税台帳の閲覧及び評価証明書の交付について（平成 3 年 3 月 1 9 日自  
治固第 1 6 号自治省税務局固定資産税課長通達）」に基づき、証明等の発  
行に応じております。

このたび、宅地建物取引業法の改正により、書面交付が義務付けられ  
ていた媒介契約書について、電子署名を施した電子文書によっても認め  
られるようになりました。

東京都主税局で取扱う証明等の申請における電子署名を施した媒介  
契約書の取扱いについては、現在検討中です。取扱いが決まり次第、改  
めてお知らせいたします。

また、先日前送いたしました令和 4 年 5 月 1 9 日付 4 主資固第 3 9  
号につきましては、本書と差し替えのうえ、取り下げさせていただきます。

貴会のご理解をお願いするとともに、会員の皆様への周知につきまし  
ても、ご協力方よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

資産税部固定資産税課固定資産税班  
担当 石井 鈴木 原山  
0 3 - 5 3 8 8 - 3 0 0 7（直通）

## 媒介契約書の特約事項に基づき 固定資産評価証明書等の交付申請をされる 場合の留意事項

なりすましなどによる証明書等の不正な交付申請を防止し、納税者の個人情報を守るため、媒介契約書の特約事項に基づいて固定資産評価証明書等を申請する場合には、下記の留意事項を必ずお守りください。



- 1 媒介契約書の原本（所有者の住所・氏名の記入及び押印がされたもの）をご提示ください。（宅地建物取引業法改正により、媒介契約書について依頼者の承諾を得て、電子署名を施した電子文書の交付が認められるようになりました。東京都主税局で取扱う証明等の申請における電子署名を施した媒介契約書の取扱いについては、現在検討中です。）
- 2 媒介契約書に、証明書の取得又は課税台帳の閲覧の委任に関する特約事項が明記されていない場合は、証明書の発行や課税台帳の閲覧はできません（別途委任状を提出してください<sup>(※)</sup>）。また、土地・家屋名寄帳については媒介契約書の特約事項に記載がされていても発行はできません。※委任状提出の場合、申請書には代表者印の押印が必要です。
- 3 媒介契約を締結した依頼者が1月1日現在の所有者（納税義務者）でない場合は、関係（公課）証明書の発行はできません。
- 4 媒介契約書に係る宅地建物取引業者が法人で、その従業員が交付申請をする場合は、本人確認書類（運転免許証等）に加えて従業員証（名刺は不可）の提示が必要です。
- 5 媒介契約書の有効期間内のものに限り受付できます。契約期間が更新されている場合は、その旨を約した書類の提示が必要です。
- 6 媒介契約を締結した依頼者の住所・氏名が、都税事務所にて登録された住所・氏名と異なる場合は、住所移転の経過や氏名変更が確認できる書類（住民票・戸籍謄本等）の原本の提示が必要です。
- 7 所有者が亡くなり、媒介契約を締結した依頼者が相続人である場合は、依頼者が所有者の相続人であることが分かる書類（戸籍謄本等）及び所有者の死亡の事実が確認できる書類（除籍謄本等）の原本の提示が必要です。
- 8 土地の媒介契約書の備考欄に「古家あり」等の記載がされていて、当該家屋について交付申請があった場合は、当該家屋は媒介契約の対象であるとは解されないため、交付申請には応じられません。